



令和7年4月3日

職員の失職について

本市職員について、地方公務員法第28条第4項の規定により失職となりましたのでお知らせします。

記

1 失職となった職員の役職階級・年齢

課長補佐級（46歳）

2 失職年月日

令和7年4月3日（木）

3 事案概要

当該職員は令和6年10月12日、自家用車で外出先に向かう途中に交通事故を起こしたことにより、令和7年1月31日に過失運転致死罪で起訴され、同年3月10日付けで地方公務員法に基づく起訴休職となっていたが、同月19日に仙台地方裁判所古川支部から禁錮3年執行猶予4年の判決が言い渡され、同年4月3日に刑が確定したため、地方公務員法第28条第4項の規定により失職となったものである。

〔問い合わせ〕

総務部人事課

課長 小野寺 祐喜

TEL：0220-22-2145（直通）